

申告相談が始まります

2月12日(火)から3月17日(月)まで



市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月12日(火)から3月17日(月)まで、旧町域、行政区ごとに実施します。日程は、各世帯に配布される「申告相談について(案内)」で確認してください。

申告が必要な人

平成20年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人です。

- ①平成19年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。また、給与所得者については、次に該当する人です。
- ▼勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
- ▼勤務先で年末調整されなかった人
- ▼給与所得のほかに農業所得などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などがあった人

申告相談時に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
- 事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票(原本)
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書
- 生命保険料控除、地震保険料(旧長期損保)控除を受けるときは、支払保険料の証明書
- 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書(工事請負契約書)・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票
- そのほか、収入や経費が分かる書類

- 農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
- 収支を記載した関係帳簿、領収書など
- 各種農業関係補助金などの証明書
- 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
- 自家消費の農産物(米、野菜)の数量・金額
- 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
- 肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類

は、申告書附表の提出だけで構いません。附表を提出することで、申告したことになりません。

▼収入がまったくなかった(他市町村に居る家族の扶養になっているなど)

▼収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみ

▼収入が国民年金のみ

申告書附表は申告相談の案内に添付しています。必要な項目を記入して、各申告会場または各総合支所地域生活課へ3月17日(月)までに提出してください。

農業所得簡易計算が廃止

去年まで農業所得の計算で

日曜日の申告相談

申告期間中、会場ごとに1回の日曜申告相談日を設けます。受付時間は、午前10時30分までとなります。日程は申告会場ごとに異なりますので、申告相談の案内にある日程表で確認してください。

畜産収支事前記帳相談会

白色申告の畜産農家(個人事業主)が対象です。畜産分の計算は、非常に時間がかかりますので、必ず記帳相談会で済ませてください。

必要書類

- ① 畜産に係る収支内訳書
 - ② 減価償却費計算書
 - ③ 肉用牛の棚卸し表
 - ④ 肉用牛の売り上げと経費が分かる書類(農協発行の出荷実績一覧書、各種経費の領収書など)
 - ⑤ 筆記用具
- 【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
0220(22)2163

【畜産収支内訳書事前記帳相談会日程表】

会場	日程	受付時間
石越総合支所 東和総合支所 豊里総合支所 登米総合支所 津山公民館	1月23日(火)・24日(水)	8:30 ~ 11:00
南方庁舎 中田庁舎 米山総合支所 迫公民館	1月25日(金)・28日(月) 1月29日(火)・30日(水) 1月31日(木)・2月1日(金)	13:00 ~ 15:30

「こんにちは赤ちゃんサロン」が始まります

お母さん同士で、妊娠中のこと、出産や育児のことについてゆっくり話をしてみませんか。先輩ママの話、助産師や保育士など専門のスタッフからのアドバイスなど実際に役立つ話はもちろん、友だちや育児仲間ができるチャンスです。みんなで楽しいひとときを過ごしましょう。



【内容】

- ①みんな(仲間・親子)で楽しいひとときを過ごしましょう
- ②気になること、自分の気持ちなどを語り合おう
- ③専門スタッフからのワンポイントアドバイス

【スタッフ】

助産師、保健師、保育士、栄養士、歯科衛生士ほか

【申込方法】

電話

【申込期限】

開催日の前日

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係

☎ 0220(58)2116



【対象】

市内に在住の妊婦さん、1歳くらいまでのお子さんがいるお母さん

【日程】

- ▶ 2月=1日(金)、22日(金)
- ▶ 3月=7日(金)、21日(金)

【時間】

午前10時~11時30分(午前9時45分から受け付け)

【場所】

南方子育てサポートセンター(市役所南方庁舎1階)

【持参するもの】

母子手帳、筆記用具

要介護者の障害者控除と医療費控除

障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について

要介護認定された人は、所得申告の障害者控除に該当しますが、控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳が交付されている人は、それらの手帳を所得申告の際に提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。ただし、障害者控除の対象者(障害等級が3~6級の人など)でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば、申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】

平成19年12月31日現在(平成19年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在)で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人

- ▶ 要介護1~3=障害者控除
- ▶ 要介護4・5=特別障害者控除

【手数料】

無料



【問い合わせ】 市民生活部介護保険課 介護保険推進係 ☎ 0220(58)2117
各総合支所市民福祉課 市民福祉係

医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性のある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象となります。ただし、2年目以降は市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者
※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。

【手数料】

1通 300円

手続き

【申請期間】

1月28日(月)~3月14日(金)の午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【申請先】

- ▶ 各総合支所市民福祉課 市民福祉係
- ▶ 市民生活部介護保険課 介護保険推進係(市役所南方庁舎2階)

【必要なもの】

対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】

対象者またはその親族